

2021(R3)年 9月 24日

蘭越町町長 金 秀行 殿

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3
8月17日付け行政文書開示請求人 野村一也
090-4836-4467

審査請求に先立っての上申書

蘭越町情報硬化条例前文より抜粋

町が保有する情報は、町民の共有の財産であり、これを広く公開することは、開かれた町政と町民自らの意思を反映する町民参加の町政を推進していくために不可欠である。そのためには、町民が町政に関して適正な判断をするための十分な情報が公開され、積極的に提供されなければならない。

だれもが知りたいときに自由に知り得るよう「知る権利」を保障するとともに、町政の諸活動について説明する責任を果たすことにより、町政に対する信頼と理解を得ることができる。

上申の趣旨

請求人の8月17日付け行政文書開示請求について、9月24日午後4時に役場3階会議室で行われる文書開示への同席を求める。

なお、当該請求においては、非採択とされた会社の提案書はさておき、採択された会社の提案書までもが黒塗りとされることが、「経緯と理由」の項に示す理由から容易に予想できる。しかしながら、プロポーザル公募における提案（プロポーザルの内容）は、町が用意した概要書（要件書）に沿って、それぞれの会社が独自の設計を行い、それに対し、見積もりが添えられるものである。つまり、提案は、独自の製品設計を含む見積書であるといえる。もし、蘭越町が採択した会社の提案内容とその見積もりを秘匿するか、あるいは、その提案が適正価格であるかどうかを判別する箇所を非開示とするなら、町の支出を民主的にチェックすることは不可能となる。

請求人は、法規と他の自治体のケースに照らし、蘭越町が過度な非開示をするなら、審査請求、あるいは、監査請求を辞さないが、蘭越町が自発的に文書を開示することを求める。また、9月2日の開示の場において、副町長と審査請求人間において、紳士的なやり取りが困難な状態となっていることから、町長の同席を上申する。

経緯と理由

- 2020(R2)年12月1日、請求人は、蘭越町長の同年11月11日付けの甲の公文書開示請求に対する公文書非開示決定処分に対し、蘭越町情報公開審査会に対し、審査請求を申し立てた。
- 2021(R3)年3月18日、蘭越町情報公開審査会は、蘭越町が非開示とした文書について、一部を除き開示を求めることを蘭越町に諮問した。
- 同年3月30日、蘭越町は、蘭越町情報公開審査会の諮問（答申）に従って、文書を開示した。
- 同年8月3日、請求人は、蘭越町ホームページリニューアル業務委託に関する以下の文書の開示を請求した。
 - 1) 検討委員の所属・氏名

- 2) 3社のプロポーザル業者の選定理由
 - 3) 3社のプロポーザル内容
 - 4) 検討委員がプロポーザルの評価・選定をした内容
 - 5) 業務委託契約の内容
- 同年8月12日、蘭越町は文書の一部を開示した。しかしながら、選定委員会の議事録は、第5回目のみしか開示されなかった。また、プロポーザル内容については、非開示理由の該当箇所を黒塗りにして公開されるのではなく、いっさいの文書が開示されなかった。
 - 同年8月13日、請求者は、総務課工藤氏に対し、8月3日の請求において、すべての議事録と、黒塗りがあったとしても、プロポーザル文書の公開の対象とすることを求めた。
 - 同年8月17日、総務課工藤氏は、金町長を含む担当者と協議のうえ、請求者の求めを拒絶した。
 - 同年8月17日、請求人は、仕方なく、再請求を行うこととし、公開を求める文書を「蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類」とした。
 - 同年8月18日、請求人は、総務課今野氏に対し、2回目の開示で1回目と同じように一切の文書を完全秘匿するのではなく、黒塗りがあったとしても一部開示するよう求めた。しかし、今野氏は、「出さない」の一点張りであった。請求人がその理由を追及すると、今野氏は、副町長が「チセヌプリのケースで提案書を公開しなかった」旨を町内関係者に周知させたことによって、「出さない」ことが正当化されていることが発覚した。
 - 同年9月1日、文書開示が行われたが、提案書は、採用された会社の分も含め、完全に秘匿された。請求人は、副町長の説明を求めた。
 - 同年9月2日、副町長同席の上で、採用された会社の分さえも完全秘匿することが、蘭越町情報公開条例、および、蘭越町情報公開審査会が3月18日に諮問したことに反していることを説明した。副町長は、蘭越町情報公開審査会の諮問内容を見間違えていたことを認め、開示する内容を再検討することを明言した。その一方、請求人との紳士的なやり取りを拒絶し、言葉の伝達さえままならない状態であった。副町長の言動には、請求人の経済状態（町税の未納）への「法律違反だ」と非難するが含まれており
 - 同年9月22日、請求人は、金町長を訪問し、いったん延期した文書開示の場への同席を求めた。金町長は「副町長に一任してある」として、同席を拒絶した。

以上